

取りまとめに向けた論点（案）

平成20年11月

農林水産省

項 目	取 り ま と め に 向 け た 論 点 (案)
<p>I トレーサビリティ</p> <p>1 導入の目的・仕組み</p> <p>2 対象品目の範囲</p>	<p>1 米のトレーサビリティ導入の目的・仕組み</p> <p>米のトレーサビリティの仕組みは、米関連商品において、問題が発生したときにその流通ルートを迅速かつ的確に解明し、食品危害の発生・拡大を最小限に抑え、表示の適正化を図り、適正な流通を確保し、米の流通に対する消費者の信頼の確保を図るための措置として、対象品目の範囲で対象事業者が流通履歴を記録し、保存する仕組みとしてはどうか。</p> <p>2 トレーサビリティの対象品目の範囲</p> <p>トレーサビリティの対象品目の範囲は、問題が発生した場合に遡及することが必要な品目の範囲であることから、できる限り幅広く対象とすべきとの考え方がある一方で、米を原料とする調味料を使用した商品までも対象とするのは広範過ぎるのではないか、との考え方もあり、どのような品目を対象とすることが妥当と考えられるか。</p> <p>例えば、食糧法、食糧法施行令で定める「米穀等（米穀及び米穀を加工し、又は調製したもの）」は次のとおりとされている。</p> <p>① 米穀（玄米、精米）</p> <p>② 米穀粉</p> <p>③ 米穀の引き割したもの及びミール</p> <p>④ もち、だんごその他これらに類する調製食料品（育児食用若しくは食餌療法用のもの又は米穀の含有量が全重量の30%以下のものを除く。）</p>

項 目	取 り ま と め に 向 け た 論 点 (案)
<p>3 対象事業者の範囲</p> <p>4 記録の内容</p>	<p>⑤ 粒状の米穀であらかじめ加熱による調理その他の調製をしたもの（米穀の含有量が全重量の30%以下のものを除く。）</p> <p>⑥ その他農林水産大臣が指定するもの（米穀のペレット・米菓生地など）</p> <p>上記のうち、少なくとも①～③のような、米穀のまま流通するもの及び加工品の原材料となるもの（以下「原料米穀」という。）は対象にすべきと考えるか。</p> <p>さらに、例えば、味噌、米菓、米粉パンなどの米穀等の加工品や米を原料とする調味料を使用した商品、米でん粉を使用した商品をどこまで対象と考えたらよいか。</p> <p>3 トレーサビリティの対象事業者の範囲</p> <p>対象事業者の範囲は、対象品目を取り扱うすべての事業者とする必要があると考えるか。</p> <p><u>なお、委託販売等の場合、受託者を対象事業者としてもよいか。</u></p> <p>4 取引等の記録の内容</p> <p>3の対象事業者に対し、対象品目の取引に係る流通履歴の記録及び<u>保存</u>を義務化する必要があるが、その記録の内容をどう考えればよいか。</p> <p>(例)</p> <p>① 入出荷のロットごとの名称・内容（産地名、用途など）</p> <p>② 入出荷数量</p> <p>③ 入出荷年月日</p> <p>④ 入出荷の相手側の氏名又は名称</p> <p>⑤ 入荷したものと出荷したものの対応関係を識別するのに必要な事項</p> <p>⑥ その他必要な事項（荷姿など）</p>

項 目	取 り ま と め に 向 け た 論 点 (案)
5 記録の保存期間	5 流通履歴記録の保存期間 ① 一律とするか。 ② 対象品目によって、賞味期限が異なることから、その品目に応じた期間とするか。
6 記録内容等の担保措置	6 上記を担保するため、次のような措置についてどう考えればよいか。 ① 定期報告 ② 報告徴求及び検査 ③ 罰則
7 問題発生時の措置	7 問題発生時の措置 ① 対象品目を回収することについてどう考えるか。 ② 対象事業者を公表することについてどう考えるか。

項 目	取 り ま と め に 向 け た 論 点 (案)
<p>II 原料米原産地表示</p> <p>1 原料米原産地表示の目的</p> <p>2 対象品目の範囲</p>	<p>1 原料米原産地表示の目的</p> <p><u>米穀が国民の主食としての重要な位置を占め、国民の食生活に与える影響が大きい中で、米穀の加工品については、ミニマム・アクセス米など外国産の原料が相当使用されるようになってきている現状がある。このような状況の中、米穀の原産地が消費者にとって関心が高い事項である反面、識別しにくいものであることを踏まえ、米を原料とした一定の加工品に原料米原産地の表示を義務付けることにより、消費者の適切な商品選択に資することを目的としてはどうか。</u></p> <p>2 原料米原産地表示の対象品目の範囲</p> <p>原料米原産地表示の対象品目は、消費者の選択の際に重視される内容や商品の原材料としての重要性などを考慮して、その対象範囲を検討してはどうか。</p> <p>① ご飯として提供されるもの 商品例：定食、包装米飯、おにぎり、寿司、炒飯、おかゆ、雑炊、ドリア、親子丼等 提供場所例：小売り、外食、出前、コンビニ弁当、店内調理弁当等 ※ <u>既に玄米及び精米については、JAS制度の下で産地、品種、産年について表示義務が課されていることから、これと同列に、ご飯は原則すべて対象と考えてよいか。</u></p> <p>② <u>米を原料として国内で生産されてきた製品として国民生活上深く根付いてきたものであるが、近年当該製品の原料米の産地の多様化が進展しており、消費者に原料米の産地情報を伝える必要性の高いもの</u> <u>原材料に占める米穀の割合が高い商品例：せんべい、あられ、だんご等</u></p>

項 目	取 り ま と め に 向 け た 論 点 (案)
3 対象事業者の範囲	<p>3 対象事業者の範囲</p> <p>対象事業者の範囲は、対象品目を取り扱うすべての事業者とする必要があると考えるか。</p>
4 表示の仕方	<p>4 表示の仕方</p> <p>表示の仕方については、対象品そのものに表示することを基本とし、対象品目又は提供場所の形態によっては、例えばメニューや店内に掲示するなどでも良いことと考えるか。</p>
5 表記の仕方	<p>5 表記の仕方</p> <p>原料米原産地表示の表記の仕方については、どの程度の情報を表記すると考えるのか。</p> <p>(例)</p> <p>① 国産米は、産地名又は「国産米」と表記。</p> <p>② 輸入米の場合には、原産国名を表記。</p> <p>③ 国産米と輸入米がブレンドされている場合には、重量の割合の多いものから順に表記。</p>

項 目	取 り ま と め に 向 け た 論 点 (案)
<p>Ⅲ 流通規制、罰則の見直し</p>	<p>悪質な業者に対する流通の規制は、食品事故については食品衛生法上の規制があり、また、前述のトレーサビリティ制度により一定の担保ができる。一方、不正流通に対する規制についてどう考えるべきか。</p> <p>① 現行食糧法の届出制を登録制等に見直すことをどう考えるか。ただし、過度な規制は好ましくないのではないか。</p> <p>② 届出制の下で、米穀の出荷・販売業者が守るべき事項を定め、これに反する場合の指示や命令などを措置することをどう考えるか。</p> <p>③ 現行の食糧法の罰則を見直すことをどう考えるか。 (罰則については、関係法律とのバランスを考慮することが必要ではないか。(別紙参照))</p>